

「電気通信事業法第 27 条の 3 等の運用に関するガイドライン」 改正案に対する意見募集結果

- 意見募集期間 : 2019 年 10 月 2 日 (水) から 2019 年 10 月 31 日 (木) まで
- 意見提出件数 : 11 件 (法人・団体 : 4 件、個人 : 7 件)
- 意見提出者 :

	意見提出者
1	イオンリテール株式会社
2	KDDI 株式会社
3	UQコミュニケーションズ株式会社
4	ソフトバンク株式会社
ー	個人 (7 件)

「電気通信事業法第 27 条の 3 等の運用に関するガイドライン」改正案に対する意見及びそれに対する考え方

意見	考え方	修正の有無
5 通信料金と端末代金の完全分離		
(3) ②禁止の対象となる利益の提供を行う「条件」		
意見 1 「機種変更」の用語など、各社で共通認識が持てるように明確に定義すべき。	考え方 1	
<p>「電気通信事業法第 27 条の 3 等の運用に関するガイドライン」（以下、「本ガイドライン」という。）の「1 目的（趣旨）」に記載されているとおり、定められたルールによって電気通信事業者間の公正な競争を促進するためには、関係する電気通信事業者及び届出媒介等業務受託者がルールの内容について共通の理解の下で適切に競争を行うことが必要です。</p> <p>特に本ガイドラインで用いられる用語については、同じ用語であっても各社が異なる意味で解釈している可能性があります。</p> <p>具体的には、「機種変更」という用語について、本ガイドラインでは、「端末を持ち込んで当該端末に対応した SIM カードに変更することは、機種変更には当たらない」との記載があるように、「機種変更」という用語は、端末購入を伴うもののみを指した用語であるように思われますが、当社では特段の記載がない限り、端末の購入を伴わないもの（SIM カードの変更を要する場合で、自身の端末を持ち込んで手続きする機種変更）を含めて「機種変更」と表現しております。</p> <p>したがって、本ガイドラインで用いる用語については、可能な限り、各社で共通認識が持てるように明確に定義して頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI】</p>	<p>○ 電気通信事業法第 27 条の 3 等の運用に関するガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）で用いる用語は、基本的に法令において定義が置かれているものを用いています。また、法令上の定義がない用語のうち一般的に用いられている用語以外のものについては、その内容を本ガイドラインにおいて明示しており、用語の解釈に大きな差異は生じていないものと考えます。</p> <p>○ 御指摘の「機種変更」という用語について、本ガイドラインの改正案では「機種変更」には端末購入を伴わないものは含まないことを前提とした具体例を追記していましたが、異なる意義に用いている実例を添えて、認識が統一されていない可能性があることをお示しいただいたことも踏まえ、より明確に「機種変更」の意義を追記する修正を行うこととします。</p>	有
意見 2 届出媒介等業務受託者が携帯電話の購入に限らず提供するポイント等については、「通信役務の利用」を条件とする利益の提供に含めるべきではない。	考え方 2	
<p>【総務省案】</p> <p>ア 「条件」の趣旨</p> <p>施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項各号に規定する「継続利用」、「通信役務の利用」、「端末の購入等を行うこと」及び「新規契約」の条件については、同項各号において、それぞれの状態となることも含むこととしている。</p> <p>【意見】</p>	<p>○ 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）第 27 条の 3 第 2 項第 1 号の規定を受け、その規律の趣旨が潜脱されることがないようにするため、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）及び本ガイドラインでは、次のとおり整理していま</p>	有

現状のガイドラインでは、端末購入にあたり、通信事業者が「通信役務の利用」を条件とした端末購入方法のみを提供し、それ以外の購入方法を提供していない場合においては、消費者の意志に関わらず、「通信役務の利用」を条件としない限り、端末が購入できず、必然的に本「条件」が適用されることとなります。

その場合において、販売代理店が、「通信役務の利用」とは一切関係のない食品や衣料品などを含み、特定のクレジットカード支払いなどでの購入に際して実施する「〇〇%割引」「〇〇%ポイント還元」などの本来通信役務とは全く関係のない独自割引に関しても、それらの割引を含めて上限2万円が適用されることとなります。通信役務とは一切関係のない各社の独自割引についても、「通信役務の利用」を含んだ購入方法しか提供されていない端末については、割引が適用されないこととなり、本来、消費者が得られるべき正当な利益が失われることとなります。このように「通信役務の利用」とは無関係な個別の割引まで、電気通信事業法で規制することは、過剰な規制であると考えます。

つまり、「通信役務の利用」の条件に該当することを含むものの、それには一切着目せずに、特定のクレジットカード支払いを条件として、通信役務とは直接関係のない食品、衣料品、家電品など広く対象とする場合の「〇〇%割引」や「〇〇%ポイント還元」等の個別割引については、「通信役務の利用」を条件していることには当たらないとすべきであると考えます。

個別の割引についての具体例について、以下の通りです。

NTT ドコモの端末購入に関しては、KDDI 及びソフトバンクと異なり、「通信役務の利用」が必須となっております。

そのため、例えば、端末のみの購入が可能である KDDI 及びソフトバンクの端末を特定のクレジットカード支払いで購入される消費者へは、端末購入に対しての販売店独自割引である「〇〇%割引」と、さらに「通信役務利用」を条件とした2万円までの利益の提供が可能であるが、NTT ドコモに関しては、「通信役務の利用」が端末購入の条件となっているため、特定のクレジットカード支払いで購入したにも関わらず、「通信役務の利用」で2万円の利益の提供がある場合、販売店独自割引の「〇〇%割引」が適用されない。つまり、特定クレジットカードでの支払いを条件とした利益の提供が受けられないということになります。

なお、「スマートフォン等の通信端末のみ」を対象としての特定のクレジットカード支払い等を条件とした割引に関しては、本「条件」が適用されることは、妥当であると思われれます。ただし、食品や衣料品などの購入など広く対象となる割引に関しては、利益提供が、電気通信事業の販売代理店であっても、「通信役務の利用」を条件としていることには当たらないと考えることが、適切であると考えます。

規制対象外の割引として、キャッシュレスサービスの利用による割引（ポイント還元）がございます。こちらに関しては、事業者及び販売代理店による利益の提供ではないため、

す。

- ・ 提供が禁止される利益の形態については、施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 1 号において、経済的な利益は全て「利益」に当たることとされており、本ガイドライン 5 (3) ③ ア d において、ポイントについても例示している。

- ・ 本ガイドライン 5 (3) ②ウ d のとおり、端末代金の値引き等の条件と他の条件との関係については、いずれかの条件を満たす場合に一の利益の提供がされる場合であっても、当該一の利益の提供については、端末代金の値引き等の条件により行われたものとなる。

- ・ 本ガイドライン 5 (3) ②ア の具体例にあるとおり、「通信契約を締結する者又は締結している者に限って端末の販売を行う場合」については、「端末の購入等をする事」を条件とするときは、「通信役務の利用」をも条件とする事となる。

○ このため、「通信契約を締結する者又は締結している者に限って端末の販売を行う場合」において、商品の購入等に対して届出媒介等業務受託者が当該商品の代金に応じて付与するポイントのうち、端末の購入等の代金に応じて付与されるポイントについては、「通信役務の利用」及び「端末の購入等をする事」を条件とする利益の提供に当たるものです。

○ 本ガイドラインは、以上の考え方に基づき策定したものであり、本ガイドライン 5 (3) ②ア の具体例もそれに基づき記載しているものですが、誤解が生ずることがないように、その趣旨を踏まえた内容を追記する修正を行うこととします。また、この具体例と本ガイドラインの改正案 5 (3) ②ア の本文の最後の段落の記述との関係がわかりづらかったことから、当該記述について、その趣旨の明確化のための修正を行うこととします。

○ なお、「通信契約を締結する者又は締結している者に限って端末の販売を行う」販売手法は通信料金と端末代金の完全分

<p>規制対象外であることは当然であります。特定のクレジットカード支払い等を条件とした割引に関しても、キャッシュレスサービスによる利益の還元と同様に規制対象外の割引であると考えられるべき事案であると考えます。</p> <p>別件とはなりますが、通信と端末の完全分離にも関わらず、通信事業者が販売している端末に関し、「通信役務の利用」を条件とした端末購入方法しか提供していないことについて、通信契約を行わなければ端末を購入できないため、その端末価格が既に利益の提供を受けた価格であると考えられます。</p> <p>また、端末のみの販売を行わないことは、「完全分離」の原則に反していると思われる。</p> <p style="text-align: center;">【イオンリテール】</p>	<p>離の趣旨に反するとの御指摘については、事業法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号の規定は、セット販売自体を禁止するなど販売方法を規制するものではなく、そのような販売手法を採ることは、当該規定により禁止されるものではありません。</p>	
<p>端末の値引き等の利益の提供が禁止される条件に関係なく、当該店舗での決済金額（購入金額）に対して付与される家電量販店の独自ポイント、決済サービス（Pay 系等）のポイント、クレジットカードのポイント、共通ポイント（T ポイント、楽天スーパーポイント、ponta、d ポイント）等については、「新規契約」や「端末購入」を条件として提供される利益ではなく、当該店舗での決済金額（購入金額）を条件に付与されるもの（例えば、100 円につき 1 ポイント等）です。こうしたポイントは、「新規契約」や「端末購入」を条件としない他の条件（例えば、家電の購入等）においても同様に付与されるものであることから、端末の値引き等の利益の提供が禁止される条件で行われる利益の提供には当たらないと考えるべきです。</p> <p>また、利益の提供に該当するポイント制度がある場合、どのようなポイントが対象でどのようなポイントは対象外なのか、また、同じポイントでも条件によって利益の提供に該当する、該当しないがあるのであれば、本ガイドラインで理由を含めて明確にさせていただきますようお願い致します。</p> <p>例 1：家電量販店 A では 100 円につき独自ポイントを 1 ポイント付与 当該家電量販店で 5 万円の端末を購入し機種変更：500 ポイント付与 当該家電量販店で 5 万円の TV を購入：500 ポイント付与 ⇒ 当該 500 ポイントは、端末の値引き等の利益の提供が禁止される条件で行われる利益の提供には当たらないと考えるべき</p> <p>例 2：家電量販店 B では 100 円につき独自ポイントを 1 ポイント付与（端末購入＋役務利用の場合は、100 円につき 3 ポイント付与） 当該家電量販店で 5 万円の端末を購入し機種変更：1,500 ポイント付与</p>	<p>○ 提供が禁止される利益の形態については、施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 1 号において、経済的な利益は全て「利益」に当たることとされており、本ガイドライン 5（3）③ア d において、ポイントについても例示しているところです。</p> <p>○ 御指摘の「ポイント制度」については、様々なものがあり得るところ、具体的にどのような場合に規律の対象となる条件で行われるものとなるのかは一概にはいえませんが、例えば、「通信契約を締結する者又は締結している者に限って端末の販売を行う場合」において、商品の購入等に対して届出媒介等業務受託者が当該商品の代金に応じて付与するポイントに関し、端末の購入等の代金に応じて付与されるポイントについては、「通信役務の利用」及び「端末の購入等を行うこと」を条件とする利益の提供に当たるものであり、本ガイドライン 5（2）②ア の具体例で記載しているところです。</p> <p>○ この具体例については、誤解が生ずることがないように、その趣旨を踏まえた内容を追記する修正を行うこととします。また、この具体例と本ガイドラインの改正案 5（3）②アの本文の最後の段落の記述との関係がわかりづらかったことから、当該記述について、その趣旨の明確化のための修正を行うこととします。</p>	有

<p>当該家電量販店で5万円のTVを購入：500ポイント付与 ⇒ 当該1,500ポイントのうち、1,000ポイントが端末の値引き等の利益の提供が禁止される条件で行われる利益の提供に当たると考えるべき</p> <p style="text-align: right;">【KDDI】</p>		
<p>意見3 「新規契約」の条件と他の条件とが組み合わされたときに適法性の判断が異なる場合には、その理由・考え方を明確にすべき。</p>	<p>考え方3</p>	
<p>「端末の値引き等の利益の提供が禁止される条件である『新規契約』は、新たな通信契約を締結することのみを条件としているものをいう」とあることから、端末の値引き等の利益提供の条件（以下、「利益提供の条件」という。）が、「新規契約」または「新規契約以外」の場合は、「新規契約」を条件としたものには当たらないと理解しております。</p> <p>また、「機種変更」を条件とする場合は、端末購入を条件としていると解釈されると思われませんが、利益提供の条件に、「機種変更」とともに、「端末を持ち込んで当該端末に対応したSIMカードに変更すること」も条件としている場合には、“端末を購入しない・通信役務の利用者に対しても、同じ利益の提供を行う”ことから、端末購入を条件としたものには当たらないと理解しております。その点、本ガイドラインで明確にさせていただきますようお願い致します。</p> <p>さらに、「新規契約、機種変更又は端末を持ち込んで当該端末に対応したSIMカードに変更すること」を条件としている場合には、「新規契約」を条件としたものには当たらず、「端末購入」を条件としたものにも当たらないことを、あわせて、本ガイドラインで明確にさせていただきますようお願い致します。</p> <p>ある条件で「端末の値引き等の利益の提供を行う」場合と、「通信料金の割引を行う」場合とで、適法性の判断が異なる場合は、その理由・考え方を明確にさせていただきますようお願い致します。</p> <p>「端末を持ち込んで当該端末に対応したSIMカードに変更することは、機種変更には当たらない」とありますが、当該SIMカードの変更に条件を付している場合に、機種変更に当たる、当たらない、の判断が変わる場合は、その条件を本ガイドラインで明確にさせていただきますようお願い致します。</p> <p>例えば、当該SIMカードの変更について、3Gから4Gへの移行に伴う場合のみに限っている場合や、逆に、一部のSIMカードの変更のみを対象外にしている場合に、機種変更にあたる、当たらない、の判断が変わるのであれば、その理由・考え方を含めて明確にさせていただきますようお願い致します。</p>	<p>○ 事業法第27条の3第2項第1号においては、端末の購入に際する通信料金の値引きを一律禁止する一方、端末の購入に際する端末代金の値引き等の利益の提供に禁止されるものは総務省令において規定することとしており、施行規則では、通信役務の利用及び端末の購入を条件とする利益の提供は2万円（税抜）を超えてはならないこと等を定めています。併せて、本ガイドラインにおいて、端末の購入に際してではない「新規契約」を条件とする通信料金の割引や端末代金の値引き等の利益の提供について、事業法第29条第1項との関係を明確化しています。</p> <p>○ これらの規律の趣旨が潜脱されることがないようにするため、本ガイドライン5（3）②イでは、新たに契約を締結する者とプラン変更をする者とを対象としている場合には「新規契約」を条件としないものとしつつ、プラン変更について条件を付している場合には、「新規契約」に当たる場合があるとされています。</p> <p>プラン変更に関する条件のうち「SIMカードの交換が必要になる場合に限る」限定については、SIMカードの交換が必要な場合の全てを対象とし、かつ、条件を満たす者が相当数想定される場合を除く趣旨であるところ、それが明確になるよう、改正案5（3）②イの具体例の該当記述を修正することとします。</p> <p>○ 一方で、ご指摘の「機種変更」については、潜脱的な行為が行われるおそれなどを勘案し、プラン変更をする者を対象としていたとしても、規律の対象となる「端末の購入等を条件とす</p>	<p>有</p>

具体例において、同じ条件にも関わらず、端末代金の値引き等の利益の提供を行う場合と通信料金の割引を行う場合とで、問題になる、ならない、の判断が異なることが記載されております。

しかしながら、本ガイドラインにおいて、その判断に差が出る根拠・考え方が示されておられません。当該差分が生じる理由について、本ガイドラインで明確にさせていただきますようお願い致します。

【KDDI】

・改正案では、以下2例が追加されています。

○端末の購入に際してではない場合において、「新規契約」又はキャッシュレスサービスへの加入を条件として3万円のキャッシュバックを行うことは、「新規契約」に際するものについては、ウdと同様、法第29条第1項第12号に規定する要件に該当する可能性がある。

○端末の購入に際してではない場合において、「新規契約」又はキャッシュレスサービスへの加入を条件として毎月の通信料金を割り引くことは、そのこと自体では問題には当たらない。

・これら2例は前提条件が同じですが、問題になりうるか否かの解釈が異なります。改正案では、唐突にこれら具体例が追記されているのみであり、両者の解釈が異なる理由について説明されていません。2例の記載内容のみから、解釈が異なる理由を正しく理解することは極めて困難です。

・端末購入に際しては「通信料金の割引」が法で一律禁止されており、「端末代金の値引き等の利益提供」については省令で定めるものが禁止されることとなっています。つまり「通信料金の割引」が「端末代金の値引き等の利益提供」よりも強く規制されることとなっています。このことから、本ガイドラインにおいても全般に同様の考え方が貫かれるものと推測することは自然であると考えますが、前述の2例では「通信料金の割引」よりも「端末代金の値引き等の利益提供」の方が強く規制される内容となっており、規制の強弱が逆転しています。このことは、本ガイドラインの他の記述から読み取れるものではないと考えます。

・以上から、具体例だけを記載するのではなく、適用されるルールや、具体例の追加に至った背景及び原則となる規制の考え方等を明確にガイドライン本文に記載いただきたいと考えます。

【UQコミュニケーションズ】

ること」にあたらぬものとはしていません。

○ なお、本ガイドライン5(3)②ウdでは、端末代金の値引き等の条件と他の条件との関係については、いずれかの条件を満たす場合に一の利益の提供がされる場合であっても、当該一の利益の提供については、端末代金の値引き等の条件により行われたものとなるものとしています。

一方で、本ガイドライン5(3)②イの具体例や5(8)④イのとおり、通信料金の割引の条件と他の条件との関係及び継続利用割引の条件と他の条件との関係については、いずれかの条件を満たす場合に一の利益の提供がされる場合には、当該一の利益の提供については、通信契約の割引の条件や継続利用割引の条件により行われたものとはならないこととしています。これは、利益の提供が禁止される条件と他の条件との関係については、通信料金の割引や継続利用割引よりも端末代金の値引き等の方が潜脱的な行為が行われる可能性が高いと考えられることから、端末代金の値引き等の条件と他の条件については、いずれかの条件を満たす場合に一の利益の提供がされる場合であっても、規律の対象とすることとしているものです。

これらの点を明確化するため、5(3)②ウdに注19を追加するとともに、5(3)②イの具体例の記載を修正することとします。

<p>意見4 端末の購入に際してではない「新規契約」又はキャッシュレスサービスへの加入を条件した場合、利益の提供等については規律の対象とされているが、改正案で規律の対象外とされている通信料金の割引についても規律の対象とすべき。</p>	<p>考え方4</p>	
<p>【総務省案】 ※以下具体例の記載順を入れ替え <具体例> ○ 端末の購入に際してではない場合において、「新規契約」又はキャッシュレスサービスへの加入を条件として3万円のキャッシュバックを行うことは、「新規契約」に際するものについては、ウ dと同様、法第 29 条第 1 項第 12 号に規定する要件に該当する可能性がある。 ○ 端末の購入に際してではない場合において、「新規契約」又はキャッシュレスサービスへの加入を条件として毎月の通信料金を割り引くことは、そのこと自体では問題には当たらない。 ○ 「新規契約」又は機種変更を条件として3万円のキャッシュバックを行うことは、端末の販売等に際するものについては禁止行為の対象となり、端末の販売等に際してではないものについては法第 29 条第 1 項第 12 号に規定する要件に該当する可能性がある。 さらに、プラン変更をも対象としている場合には、「新規契約」を条件としたものとして規律の対象となることはなくなるが、機種変更を条件としている部分については禁止行為の対象となる。 なお、端末を持ち込んで当該端末に対応したS I Mカードに変更することは、機種変更には当たらない。 ○ 「新規契約」及び機種変更を条件として毎月の通信料金を割り引くことは、端末の販売等に際するものについては禁止行為の対象となり、端末の販売等に際してではないものについては法第 29 条 30 第 1 項第 5 号に規定する要件に該当する可能性がある。 さらに、プラン変更をも対象としている場合には、これらの規律の対象とはならない。</p> <p>【弊社意見】 本ガイドライン案の規定では、端末の購入に際してではない「新規契約」又はキャッシュレスサービスへの加入を条件した場合、キャッシュバック（利益の提供等）については、「新規契約」に際するものが、法第 29 条第 1 項第 12 号に規定する要件に該当する可能性があるとしてされている一方で、通信料の割引については、そのこと自体では問題に当たらないとキャッシュバックと通信料割引では異なる規律が適用されております。 このように、「新規契約」又はキャッシュレスサービスへの加入を条件した場合、キャッシュバックと通信料割引といった与える特典が異なるだけで規制の適否に差を設ける合理的理由があるとは考え難く、却って規制されていない通信料割引の特典を制限なく実施す</p>	<p>○ 端末代金の値引き等の条件と他の条件との関係については、いずれかの条件を満たす場合に一の利益の提供がされる場合であっても、当該一の利益の提供については、端末代金の値引き等の条件により行われたものとなる一方で、通信契約の割引の条件と他の条件との関係及び継続利用割引の条件と他の条件との関係については、いずれかの条件を満たす場合に一の利益の提供がされる場合には、当該一の利益の提供については、通信契約の割引の条件や継続利用割引の条件により行われたものとはならないこととしている理由は、考え方3のとおりです。 ○ 御指摘の端末の購入に際してではない利益の提供の条件の1つとして、他の条件とともに「新規契約」が含まれる場合については、現時点における状況を踏まえ、通信料金の値引きについては規律の対象外としているものですが、今後の競争状況を注視し、必要に応じ、規律の見直しを検討することとします。</p>	<p>無</p>

<p>ることが可能となり、規制により期待する効果を得ることができなくなるものと考えます。</p> <p>そのため、キャッシュバックと同様に、通信料割引についても、法第 29 条第 1 項第 5 号に規定する要件に該当する可能性がある旨に規律内容を改めて頂くことを要望します。</p> <p>また、この点については、『「新規契約」又は機種変更を条件として、さらにプラン変更をも対象としている場合』にも同様のことが生じるため、上記と併せて通信料割引についても、法第 29 条第 1 項第 5 号に規定する要件に該当する可能性がある旨に規律内容を改めて頂くことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク】</p>		
<p>意見 5 被災者支援のため、対照価格を超えない範囲での利益の提供だけでなく、端末の無償交換や充電器等の無償提供についても可能とすべき。</p>	<p>考え方 5</p>	
<p>被災者への支援については、災害により利用できなくなった端末の無償交換に加え、交換に伴う事務手数料等の無料化、充電器・AC アダプター等の機器の無償提供など、必要な支援の範囲については様々な施策を取り得ます。</p> <p>しかしながら、本ガイドラインの規定は、“被災した利用者に対して行う端末代金の割引等の利益の提供は、対照価格を超えない範囲であれば、「通信役務の利用」及び「端末の購入等を行うこと」を条件とする利益の提供には当たらない。”となっており、一律に端末代金（≒対照価格）以上の支援は行えない（つまり、交換に伴う事務手数料等の無料化、充電器・AC アダプター等の機器の無償提供は行えない）と読めることから、災害の程度や内容等により、真に被災者に必要な支援が十分に行えない等の不都合が生じる可能性があります。</p> <p>したがって、被災者支援については、電気通信事業者及び届出媒介等業務受託者等の裁量に任せられるようにし、純粋に被災者支援を目的としたものについては、法令及び本ガイドラインの運用に柔軟性を持たせるよう、配慮して頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI】</p>	<p>○ 御指摘の本ガイドラインの改正案 5（3）②アの具体例は、災害の被災者に対する支援という特別な状況に鑑み、対照価格までであれば、「通信役務の利用」及び「端末の購入等を行うこと」を条件とする利益の提供には当たらないこととするものであり、被災者支援という名目の下で被災者が必要とする以上の利益の提供が潜脱的に行われる可能性も想定されることから、利益提供の上限を対照価格までとしています。</p> <p>○ 御指摘を踏まえ、端末本体のほか、端末を使用するために必要不可欠な機器の代金の割引等や、関連する手続に係る手数料等の減免についても、同様とすることとし、改正案にその旨を追記することとします。</p>	<p>有</p>
<p>意見 6 一の事業者が複数のブランドで移動通信役務を提供しているとき、当該ブランド間の契約変更において、他事業者への移行と同じように MNP の手続を要する場合、それが「新規契約」、「プラン変更」のどちらに該当するのか明確にすべき。</p>	<p>考え方 6</p>	
<p>一の事業者が複数のブランドで移動通信役務を提供しているとき、当該ブランド間の契約変更において、他事業者への移行と同じように MNP の手続を要する場合、それが「新規契約」と「プラン変更」のどちらに当たるのか、本ガイドラインでその理由とともに明確にしたいだけますようお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI】</p>	<p>○ 同一事業者内における契約の変更については、メインブランドとサブブランド間の移行であるか否か、契約約款が異なるか否か、MNP の手続を要するか否か等にかかわらず、原則として「プラン変更」に当たるものです。</p> <p>なお、本ガイドライン 5（3）②イの具体例の 1 番目のとお</p>	<p>無</p>

<p>・同一事業者のメインブランドとサブブランド間の移行において、2万円を超える高額な利益提供、具体的には「事務手数料の無料化並びに通信料金の値引き」が行われる事例が発生しています。</p> <p>・今般の事業法改正は、お客様の自由かつ円滑な事業者間移行を可能とすることにより、電気通信事業者間の公正な競争を促進する目的があると承知しておりますが、前述の事例は、お客様の事業者間移行を著しく阻害し、同一事業者内に強く拘束しようとするものであると考えます。</p> <p>・当該事業者のホームページにおいて10月31日現在公開されている施策の提供条件書には「新規契約事務手数料が無料」との記載があることから、「新規契約」を条件としていることを当該事業者も認識しているものと考えられます。また、当該事業者におけるメインブランドとサブブランドでは、適用される契約約款も異なることから、「新規契約」が条件となることは明らかなです。</p> <p>https://www.softbank.jp/mobile/campaigns/list/ymobile-softbank/</p> <p>・このようにメインブランドとサブブランド間の移行を過度に優遇し、お客様を同一事業者内に強く拘束しようとする施策は、事業法改正の趣旨に反することから認められるものではなく、直ちに禁止されるべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【UQコミュニケーションズ】</p>	<p>り、新たに契約を締結する者と携帯電話番号を変更することなくプラン変更後の移動電気通信役務を利用するために一定の手続を要するようなプラン変更をする者を対象としている場合には、「新規契約」を条件とするものに当たることとなります。</p>	
<p>(3) ⑦対照価格</p>		
<p>意見7 届出媒介等業務受託者の対照価格を電気通信事業者の対照価格から影響を受けないものとするべき。また、届出媒介等業務受託者の設定する価格が複数であるか、一の価格を設定しているかによって対照価格を異なるものとするべきではない。</p>	<p>考え方7</p>	
<p>対照価格は利益提供に当たり基準となる価格であり、電気通信事業者、届出媒介等業務受託者で異なり、法人ごとに判断すると省令で規定されています。業務受託者については、複数の価格の場合は複数の価格の最も高い価格、一の価格のみの場合は当該一の価格と事業者の対照価格の高い価格とされています。</p> <p>【業務受託者の価格設定の自由を著しく制限しているという問題】</p> <p>例えば事業者がメーカーから4万円/台で端末を調達し、業務受託者に4.2万円で卸し、自らは5.5万円で販売する場合(事業者の対照価格は5.5万円となる)、業務受託者が4.5万円で販売すれば対照価格は自らの販売価格4.5万円と事業者の対照価格5.5万円の高い方の5.5万円となる。その結果業務受託者は最大1万円引きの3.5万円</p>	<p>○ 届出媒介等業務受託者の対照価格は、施行規則第40条の2において読み替えて準用する施行規則第22条の2の16第2項において、次のとおりとしています。</p> <p>① 同一の機種種の電気通信設備について複数の価格を定めている場合は、当該複数の価格のうち最も高い価格</p> <p>② 同一の機種種の電気通信設備について一の価格のみを定めている場合は、次の価格</p> <p>(a) 電気通信事業者から調達した端末は、当該一の価格と電気通信事業者の対照価格のいずれか高い価格</p> <p>(b) 電気通信事業者以外の者から調達した端末は、当該一</p>	<p>無</p>

販売できる(=業務受託者の対照価格5.5万円-最大2万円)。しかし一定期間経過後に事業者が自らの販売価格を6.6万円に値上げするとその瞬間に業務受託者が4.5万円で販売することが違法となる(業務受託者の対照価格が6.6万円となり6.6万円-最大2万円=4.6万円を下回るため)。

あるいは、事業者がはじめから販売価格を6.6万円に設定した場合は、業務受託者は販売価格を4.6万円未満にできないことになるが、本来、自らの調達価格4.2万円以上の価格であれば(例えば4.4万円で)販売できるべきです。これらの事例は業務受託者の価格設定の自由を著しく制限しており独占禁止法上問題があると思料します。

これに関連した意見を6月21日付けの意見募集に際しNTTドコモ殿が提起しており(意見11)、審議会の「考え方」は「独占禁止法の規定に抵触することのないよう留意する必要がある旨明記されているものと承知しています。」となっていますが、「運用に関するガイドライン」に明記されているのは再販売価格維持や原価割れ販売に関する事項であり、上記の問題が省令の不備に起因することを理解していないと言わざるをえません。

総務省は10月1日付け報道発表で公正取引委員会等と連携するとしていますが、総務省と公正取引委員会の見解を明示していただきたい。

【価格が複数か一かで対照価格を区分していることが混乱を招いているという問題】

上記の例で業務受託者が10店舗すべてで4.5万円で販売すれば業務受託者の対照価格は自らの販売価格4.5万円と事業者の対照価格5.5万円の高い方の5.5万円となるが、9店舗で4.5万円にし1店舗で4.4万円にすると複数の価格となり対照価格は複数の価格のうち最も高い4.5万円となる。全店舗で同一の価格にすると事業者の対照価格に縛られるが、1店舗でも価格を変えると事業者からの縛りが消え、対照価格が大幅に変動し値引き後の額も大きく変動することになる。異常と言わざるをえません。

また、事業者がメーカーから4万円で端末を仕入れ、業務受託者に4.2万円で卸し、自らは5.5万円で販売するという前出の場合(事業者の対照価格は5.5万円となる)、業務受託者が当初は9店舗で4.5万円にし1店舗で4.4万円にすると複数の価格なので業務受託者の対照価格は複数の価格のうち最も高い4.5万円になり、業務受託者は最大2万円引きした2.5万円で販売できる。この状態では業務受託者は事業者の価格の影響を受けない。しかし一定期間経過後に業務受託者が全店舗で4.5万円で販売すればその瞬間に業務受託者の対照価格は自らの販売価格4.5万円と事業者の対照価格5.5万円の高い方の5.5万円となり、それまでのように値引き後2.5万円で販売することは違

の価格と当該対象設備の調達価格のいずれか高い価格

○ 御指摘は②(a)の場合に事業者の対照価格を用いることに関するものと思われませんが、①の場合には、届出媒介等業務受託者が定める価格により判断することとしているのに対し、②(a)の場合には、事業者からの補助による届出媒介等業務受託者における不適切な端末販売など、事業法第27条の3第1項の規律を潜脱するおそれも想定されることから、事業者の対照価格を参照することとしているものです。この点を含め、これらの規律の詳細については、今後、運用の実態も踏まえ、必要に応じ、規律の見直しを検討することとします。

○ なお、事業者の利益の提供額と届出媒介等業務受託者の利益の提供額については、両者を合わせて上限を超えないか判断することとしており、本ガイドライン5(3)⑤のとおり、事業者は、事業法第27条の4及び施行規則第22条の2の18に基づく指導等措置義務の一環として、自らの利益の提供額等を適時に届出媒介等業務受託者に通知することが必要となります。

○ また、施行規則第40条の2について、意見募集時の案から公布時まで規定を修正したのは、意見募集前に他の箇所とともに行うべきであった修正が、当該箇所については漏れていたことによるものです。

<p>法となる(業務受託者の対照価格5.5万円-最大2万円=3.5万円を下回るため)。全店舗で価格を統一することができないという異常な状態になる。この場合も価格設定の自由を著しく制限しており独占禁止法上問題があると思料します。</p> <p>このようなことが起きる原因は、複数の価格か、一の価格かで対照価格を区分しているためであり、また、業務受託者の価格は事業者の価格から本来独立したものであるべきなのに事業者の対照価格に連動させているためです。</p> <p>業務受託者の対照価格について、例えば、『複数の価格、一の価格によらず、それらの価格と事業者からの調達価格の最も高い価格とする』等に改訂すれば上記の問題は解消すると思料します。</p> <p>なお、一の価格のみの場合の対照価格については、これまでの省令案において、6月21日付け案では「当該一の価格」と規定し、7月12日付け案では「電気通信事業者の対照価格と同じ」と規定していたのが、何の議論もないまま現在の「当該一の価格と事業者の対照価格の高い価格」と規定するなどフラフラしているとしか思えません。</p> <p style="text-align: center;">【個人6】</p>		
<p>意見8 対照価格を規定したことにより、合計利益提供額の上限を超える利益の提供の把握が困難となる。</p>	<p>考え方8</p>	
<p>広範囲に店舗を展開している販売店において違法な利益提供がなされていないかをどのようにして把握するか明確にしていきたい。</p> <p>分かりやすいように具体的な価格例で示します。</p> <p>省令で「対照価格」が規定されており、これは利益提供に当たり基準となる価格であり、電気通信事業者、届出媒介等業務受託者で異なり、法人ごとに判断するとされています。業務受託者については、複数の価格の場合は複数の価格の最も高い価格、一の価格のみの場合は当該一の価格と事業者の対照価格の高い価格とされています。</p> <p>例えば、全国で10店舗を展開する業務受託者が販売価格を関東圏の9店舗では6万円にし、九州圏の1店舗では5万円にすると複数の価格となり対照価格は最も高い6万円となる。最大2万円値引く場合はすべての店舗で4万円までしか値引きできない。そのため九州圏の1店舗では販売価格の5万円から最大1万円値引いた4万円までしか値引きできないが、2万円値引きして3万円で販売した場合は、九州圏の一般の購入者から見てこれが違法だとは認識できない。10店舗すべてを同時に観察しない限り違法か否かを認識することは不可能です。しかも業務受託者は頭金を付けるなど価格を随時変えるので認識は一</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業法による規律については、関係する事業者及び届出媒介等業務受託者において、その内容を理解し、適切に業務を実施していただくことが基本となります。 ○ その上で、仮に違反と思われる行為があった場合については、総務省では、規制の対象となる電気通信事業者及び届出媒介等業務受託者に対して改正法の遵守に関する取組状況について確認し、必要に応じ、改善に向けた指導を行います。 ○ なお、総務省では、「端末販売の適正化の取組に係る情報提供窓口」を各総合通信局及び沖縄総合通信事務所に設けており、事業法による規律に違反する割引が疑われる事案があった場合には、当該窓口への情報提供をお願いしているところです。 	<p>無</p>

<p>層困難です。全国で100店舗以上展開している法人もありますが総務省は全店舗を同時に調査するのでしょうか。違法状態を具体的に把握し排除できなければ今回のルールは絵に描いた餅でしかありません。</p> <p>総務省の10月1日付け報道発表に「端末販売の適正化等の取組に係る情報提供窓口の拡充」とありますが、このような事例については無力としか思えません。より具体的な検証方法について総務省の方針を明示していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人7】</p>		
<p>その他</p>		
<p>意見9 今回の改正は極めて短期間のものであり本来避けられるべき。また、今回の改正に限らず、曖昧な箇所が多々存在し、事業者等が実際に行いたい施策が事業法違反にあたるか否かを即時に解釈することが非常に困難。</p>	<p>考え方9</p>	
<p>・電気通信事業者及び販売代理店各社（以下「事業者等」）は、本年10月1日の改正電気通信事業法の施行に伴い、料金プラン・販売施策の大幅な見直し、システム改修及び運用変更等を行う必要があり、多大な経営資源を投入し準備を進めてまいりました。然るに本ガイドライン改正案の意見募集は、改正法施行日翌日の10月2日より行われています。事業者等の準備期間を考慮しない、余りにも性急な進め方であると言わざるを得ません。</p> <p>・また、改正案と現行ガイドラインとで解釈が異なる事項については、どちらの解釈を店頭対応等に反映させるべきか、適切に判断することが非常に困難です。改正案が意見募集期間中においてはあくまで案に過ぎない上、意見募集を経て追加・修正等が行われる可能性もあることを考慮すれば、極めて複雑な店頭対応等が必要になり、ひいてはお客様に混乱を生じさせることにもなりかねず、消費者保護の観点からも大いに問題があります。従って、このように極めて短期間での制度改正は本来避けられるべきであると考えます。</p> <p>・本ガイドラインについては、改正案の対象箇所のみならず、全般に、曖昧な箇所が多々存在し、事業者等が実際に行いたい施策が事業法違反にあたるか否かを即時に解釈することが非常に困難です。</p> <p>また、今回の改正案においては具体例が追加されておりますが、その背景となる考え方が記載されていないことが、一意に解釈にすることを困難にする要因の一つであると考えます。</p> <p>本来ガイドラインとは、法令を一意に解釈できるようにするための解説書であるべきです。このため、法令の規定について、その目的や背景を解説した上で具体例を示す構成が望ましいと考えます。</p>	<p>○ 改正案は、本年9月に策定した本ガイドラインについて、その後の関係事業者等からの照会なども踏まえ、具体例などを追記することにより既存の解釈の明確化を図るものであり、事業者間の公正な競争の確保等の観点から、可能な限り速やかに行われるべきであると考えるところ、改正法の施行に合わせ、本改正案の意見募集を開始したものです。</p> <p>○ 総務省では、今後も、関連の状況を注視しつつ、必要に応じ、本ガイドラインの改正その他必要な見直しの検討を速やかに行っていく予定です。</p>	<p>無</p>

【UQコミュニケーションズ】		
意見 10 その他の意見	考え方 10	
<p>MNO（移動体通信事業者）」が独占している既得権益でのSIMカードのロック解除を導入すれば、「通話代、データ通信代、端末代」等が区別され、「MVNO（仮想移動体通信事業者）」の参入で、市場が流動的に成る構造と、私し個人は思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>	<p>○ いただいた御意見は、参考として承ります。</p>	無
<p>改正案の趣旨には賛同するが、現状の案（表現）では「5 通信料金と端末代金の完全分離」において趣旨に反するいわゆる「抜け穴」が残っていると考える。</p> <p>1. IMEI制限（固体識別番号「IMEI」を利用して、端末ではなくSIMカード側に制限をかけること）を通じて「端末の購入等をする」と事実上引き続き強いることが可能であること</p> <p><具体例></p> <p>他電気通信事業者において購入した端末やいわゆるSIMフリー端末などで契約を結んだ場合と、「端末の購入等」をして契約した場合との間で、提供するSIMカードの種類を分けることにより、前者へは契約に付随する特典やサービス、割引等を制限することにより、改正の趣旨に反する、事実上「端末の購入等をする」とを条件とできる。</p> <p>現時点で近い行為が認められる電気通信事業者としてはソフトバンクが挙げられ、「端末の購入等」をした場合のSIMでのみ有料会員サービス（Yahoo!プレミアム等）の無料特典が利用でき、また光回線とセットにした毎月の通信料金の割引が適用できる状況である。なお、そのSIMはIMEI制限を行うことにより、他電気通信事業者において購入した端末やSIMフリーの端末で利用しようとしても通話以外一切何もできない。また、持込端末用のSIMにおいてはそれら特典や割引が一切受けられない。</p> <p>2. 端末販路の制限を通じて「通信役務の利用」を事実上強いることが可能であること</p> <p><具体例></p> <p>他電気通信事業者の利用者においても端末の購入、ないしは端末購入時の割賦サービス等の利用が可能と表向きには案内し、実際には当該通信事業者の店頭のみ販路を制限することや、店頭購入時に追加料金を徴収することなどを通じて、端末購入のためには事実上「通信役務の利用」を強いることができる。</p> <p>現時点で近い行為が認められる電気通信事業者はNTTドコモ、au、ソフトバンクなどが挙げられ、他電気通信事業者の利用者が端末のみを購入しようとした場合、各事業者ともインターネットを通じた利便性の高い販売形態は利用できず、更にNTTドコモで</p>	<p>○ いただいた御意見は、参考として承ります。</p> <p>○ IMEI制限やSIMカードの種類ごとの機能の制限などについては、必要に応じ、状況を確認していくこととします。</p> <p>○ また、御指摘の具体例がそれに当たるのかは御意見の情報からは判断できませんが、「通信役務の利用」を条件としないとしているにもかかわらず、事実上「通信役務の利用」を条件とするのであれば、事業法の規律の対象とすべきものと考えます。</p>	

<p>は店頭での購入時に頭金や事務手数料といった名の追加料金が生じる状況にある。</p> <p style="text-align: center;">【個人3】</p>		
<p>今回の改正電気通信事業法の策定に関しては、報道等を見ている限り、些か疑問を呈するような議論だったことが否めない。</p> <p>令和元年10月1日より施行された改正電気通信事業法では、端末代金と通信費を分離し、端末代金の割引に上限を設けるというものだが、今回の改正電気通信事業法の策定に関して、通信事業者のみがクローズアップされ、スマートフォンを供給している各メーカー（日本サムスン(株)、ソニーモバイルコミュニケーションズ(株)、シャープ(株)、富士通コネクテッドテクノロジーズ(株)等）の意見聴取を行わなかったことに関しては、問題であると言わざるをえない。</p> <p>現在、各スマートフォンメーカー（以下「スマホメーカー」）は、通信事業者（以下「携帯キャリア」）の下請けのような形として、各携帯キャリア専用のスマートフォンを製造している状態であり、例えば Galaxy Note 10+であれば、ドコモ版の SC-01M が 121,176 円、au 版の SCV45 が 118,800 円となっており、同じ Galaxy Note 10+でも携帯キャリアによって端末価格が異なるという自体になっている。また、SIM ロック解除が義務化されたとはいえ、SC-01M を au 回線で使用しようとすると、SC-01M の周波数帯がドコモに最適化されているがゆえ、うまくインターネットにつながらない、圏外になり電話の発着信ができないということも発生している。更には、携帯キャリアがスマホメーカーと独占的に契約を結んでいるが故に、Galaxy に至っては SoftBank から全く発売されない、そして端末単体での購入が難しく、格安 SIM と呼ばれる MVNO で使用しようとすると、保証のない中古のスマートフォンを購入するなど、イレギュラーな方法でスマートフォンを調達せざるをえず、MVNO や SoftBank を使用している疎いユーザにとっては、かなりハードルの高い調達方法にならざるをえない状態が続いている。</p> <p>このように、いくら端末代金と通信費が分離され、携帯キャリア間の競争が促進されとはいえども、肝心のスマホメーカーが携帯キャリアの言いなりになっている以上、特定のスマートフォンが独占的に取り扱われることになり、本末転倒になっている状態である。端末代金と通信費の分離や SIM ロック解除義務化を行う前に、この日本特有のスマートフォンメーカーと携帯キャリアの関係を改善することが、まず初めに行わなければならないことなのではないだろうか。</p> <p>楽天モバイル(株)が携帯キャリアとなり、SIM ロックをかけずに販売することには賛同するが、それでも「楽天モバイル」というキャリアを通してしか購入できない状態には変わりが</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ いただいた御意見は、参考として承ります。 ○ なお、端末メーカーがどのような端末を開発し、販売等するのかについては、事業法において規律しているものではありませんが、総務省では、事業法における事業者間の公正な競争の確保の観点から、端末市場における競争の状況等についても注視していきます。 	

<p>なく、このスマートフォンメーカーと携帯キャリアの関係を改善することに、まず注力していただきたい。</p> <p>特に、違約金が上限 1000 円となり、携帯キャリアは囲い込み等が難しくなってきたことから、今後はスマートフォンメーカーと独占契約を結び、特定の機種を独占的に取り扱うことで、囲い込み等を行って行くことが予想される。</p> <p>このようなことにならないよう、独占禁止法と照らし合わせて、今後はこのスマートフォンメーカーと携帯キャリアの関係を改善していくことに注力をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人 5】</p>		
<p>NTTdocomo について、二年以上契約している状態で解約金を減免しないのは、今回の趣旨に反しているのではないかと？</p> <p>au について</p> <p>携帯電話に関して、スマホ以外の通信機器に対して割引継続、しかも解約金の 1000 円以内対象外のような扱いについて今回の趣旨から逸脱していると思われる</p> <p>どちらも厳正なる対処をお願いしたい</p> <p style="text-align: right;">【個人 2】</p>	<p>○ 事業法第 27 条の 3 第 2 項第 2 号及び施行規則第 22 条の 2 の 17 第 1 号では、違約金等の定めに係る期間の上限を 2 年としています。契約期間が 2 年を超える場合について、違約金等の定めに係る期間にかかわらず違約金の減免が必要となるものではありませんが、御指摘の事例が違約金等の定めに係る期間が 2 年を超えているものであれば、これらの規定に反することとなります。仮に、違反する事案がありましたら、総務省では、各総合通信局及び沖縄総合通信事務所に設けている「端末販売の適正化の取組に係る情報提供窓口」をに、その詳細とともにお知らせください。</p> <p>○ また、事業法第 27 条の 3 の規律は、スマートフォン以外の端末代金の割引等の利益の提供については、令和 2 年 1 月 1 日より適用となります。</p>	無
<p>法改正の趣旨をふまえ、ガイドラインの内容追記を行うべきと考えます。</p> <p>前提として、目的に以下 2 項目の記載があります。</p> <p>「遵守すべき基本的なルールとして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 端末を販売等する際の通信料金を端末を販売等しない場合よりも有利にすることその他電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある利益の提供として総務省令で定めるものを約し、又は約させることを禁止すること ・ 通信契約の解除を行うことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務省令で定める料金その他の提供条件を約し、又は約させることを禁止すること」 <p>しかしながら、まず 1 項目目については、例えばソフトバンクでは端末を購入した利用者</p>	<p>○ いただいた御意見は、参考として承ります。</p> <p>○ なお、御指摘の光回線とのセットでの割引や端末メーカーによる端末の対応周波数の選択などについては、少なくとも事業法第 27 条の 3 の規律の対象外ですが、総務省では、事業法における事業者間の公正な競争の確保の観点から、これらの状況等についても注視していきます。</p>	無

対して「のみ」自宅の光回線と組み合わせたスマホの通信料金割引適用を行っており、他のキャリアから端末を購入した利用者などよりも、端末購入を条件にして通信料金を有利にしています。

また、2 項目目については、例えば改正後である今月発表された au やドコモの端末でも、端末の対応周波数(バンド)に制限を加えることにより他のキャリアへの乗り換えが制限されており、抜け道的に通信契約の解除を妨げるその他条件を約させる機能として果たしています。

※今月両社から発表されたソニー製端末を例とすれば、国際市場向け端末では対応していた周波数のうち、他のキャリア特有の周波数への対応のみを両社とも削っていることから、技術的理由では一切なく、その意図が含まれることは自明です

10 月より通信と端末の分離が始まり業界の自浄作用が働くものと考えていましたが、全く改善がなされていない状況を加味すると、法改正の趣旨をふまえて早急な対応が必要と考えます。

【個人 4】